栗東市社会福祉施設等原油価格·物価高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、原油価格及び物価高騰のため電気代等の燃料費の負担が増えた社会福祉施設等の運営を支援するため、栗東市社会福祉施設等原油価格・物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を予算の範囲内で支給することに関し、栗東市補助金等交付規則(昭和63年栗東町規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(支給対象事業者)
- 第2条 支援金の支給対象となる事業者(以下「支給対象事業者」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による指定を受け市内で障害福祉サービス及び計画相談支援を提供する事業者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による指定を受け市内で障害児通所支援及び障害児相談支援を提供する事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)による指定又は許可を受け市内で介護サービスを提供する事業者であって、令和5年1月10日以後も別表第1に掲げる障害福祉サービス又は別表第2に掲げる介護サービスを実施しているものとする。この場合において、障害福祉サービス及び介護サービスの一体型サービスを実施している事業者は、いずれかのサービスを実施する事業者とみなす。
- 2 同一法人が経営する支給対象事業者が複数ある場合は、当該法人を一の支給対象事業者とする。 (支援金の支給額)
- 第3条 支援金の支給額は、別表第1及び別表第2に掲げるサービス種別毎の基準単価に単位数を 乗じて得た額とする。ただし、令和4年10月1日以後に開設した事業所は、当該支給額を2分 の1に減額する。

(支援金の支給申請等)

- 第4条 支援金の支給を受けようとする支給対象事業者は、栗東市社会福祉施設等原油価格・物価 高騰対策支援金支給申請書兼請求書(別記様式第1号)に、申請事業所一覧表(別記様式第2号) を添えて、令和5年2月28日までに市長に提出しなければならない。
- 2 支援金の支給申請は、1事業者につき1回限りとする。 (支援金の決定等)
- 第5条 市長は、前条第1項の規定による申請及び請求があったときは、その内容を審査し、支援 金の支給の可否及び支給額を決定し、当該事業者に対し、栗東市社会福祉施設等原油価格・物価 高騰対策支援金支給可否決定通知書(別記様式第3号)により通知するとともに、速やかに支援

金を支給する。

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する実績報告については、第4条第1項の規定による支援金の申請及 び請求によりなされたものとみなす。

(支援金に関する周知等)

第7条 市長は、支援金の支給にあたり、支給対象事業者の要件、申請の方法、申請受付開始日そ の他の事業の概要について、広報その他の方法により事業者への周知を行う。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、支援金の支給を受けた後に支給対象事業者の要件に該当しないことが明らかとなった事業者又は偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた事業者に対して、支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和4年12月23日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。
 - (この告示の失効)
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第2条、第3条関係)

サービス種別	基準単価(単位:円)	単位	
施設入所支援	5, 000	定員数	
療養介護(障害児入所施設)	5, 000	定員数	
共同生活援助	2,000	定員数	
短期入所(単独型・併設型)	2,000	定員数	
生活介護	2,000	定員数	
宿泊型自立訓練	2,000	定員数	
自立訓練 (機能訓練)	2,000	定員数	

自立訓練(生活訓練)	2,000	定員数
就労移行支援	2,000	定員数
就労継続支援 (A型)	2,000	定員数
就労継続支援 (B型)	2,000	定員数
自立生活援助	2,000	定員数
放課後等児童デイサービス	2,000	定員数
児童発達支援	2,000	定員数
居宅介護	40,000	事業所数
重度訪問介護	40,000	事業所数
同行援護	40,000	事業所数
行動援護	40,000	事業所数
自立生活援助	40,000	事業所数
居宅訪問型児童発達支援	40,000	事業所数
保育所等訪問支援	40,000	事業所数
計画相談支援(利用者が50人未満の場合)	8,000	事業所数
計画相談支援(利用者が50人以上100人未	16,000	事業所数
満の場合)	10,000	事 未 川
計画相談支援(利用者が100人以上の場合)	24,000	事業所数
障害児相談支援(利用者が50人未満の場合)	8,000	事業所数
障害児相談支援(利用者が50人以上100人	1.6. 0.00	事 光 55 米
未満の場合)	16,000	事業所数
障害児相談支援(利用者が100人以上の場合)	24,000	事業所数

別表第2(第2条、第3条関係)

サービス種別	基準単価(単位:円)	単位	
介護老人福祉施設	5, 000	定員数	
介護老人保健施設	5, 000	定員数	
介護療養型医療施設	5, 000	定員数	
介護医療院	5, 000	定員数	
認知症対応型共同生活介護	5, 000	定員数	

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5,000	定員数
地域佔有至月後七八個性地較八別有主佔月後	3, 000	
養護老人ホーム	5, 000	定員数
通所介護	2, 000	定員数
通所リハビリテーション	2,000	定員数
短期入所生活介護	2,000	定員数
地域密着型通所介護	2,000	定員数
認知症対応型通所介護	2,000	定員数
訪問介護	40,000	事業所数
訪問入浴介護	50,000	事業所数
訪問看護	40,000	事業所数
居宅介護支援(利用者が50人未満の場合)	8,000	事業所数
居宅介護支援(利用者が50人以上100人未 満の場合)	16,000	事業所数
居宅介護支援(利用者が100人以上の場合)	24,000	事業所数
小規模多機能型居宅介護	62,000	事業所数
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	79,000	事業所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	16,000	事業所数

別記

様式第1号(第4条関係)

【区分】 (いずれかにチェック)

- □障害福祉サービス
- □介護サービス

年 月 日

栗東市社会福祉施設等原油価格·物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書

栗東市社会福祉施設等原油価格・物価高騰対策支援金交付要綱第4条第1項の規定により以下の とおり申請(請求)します。

栗東市長 宛

申請者 住 所

法人名

代表者職・氏名

(EJ)

支給申請額 (請求額)

円

支援金は、下記の振込先情報に記載の口座に振り込んでください。

【振込先情報】

金融機関コード		金融機関名	
支店番号		店名	
預金種類	1. 普通 2. 当四	区(数字に丸を	つけてください。)
口座番号			
カナ			
口座名義人			

申請事業所一覧表

【区分】(いずれかにチェック)

□障害福祉サービス

□介護サービス

法人名

通番	事業所等名	事業所番号	サービス種別	所在地	定員数	申請額
	称					(円)
1				栗東市		
2				栗東市		
3				栗東市		
4				栗東市		
5				栗東市		
6				栗東市		
7				栗東市		
8				栗東市		
9				栗東市		
1 0				栗東市		
1 1				栗東市		
1 2				栗東市		
1 3				栗東市		
1 4				栗東市		
1 5				栗東市		
1 6				栗東市		
1 7				栗東市		
1 8				栗東市		
1 9				栗東市		
2 0				栗東市		

- 【申立事項】下記のとおり相違ないことを確認のうえ、チェックボックスをチェックしてください。
 全ての項目がチェックされないと申請できません。
- □申請する事業所については、令和5年1月10日時点において当該事業所においてサービス提供を行っています。
- □この支援金における障害福祉サービス及び介護サービスの区分において、同一事業所の申請を行っていません。
- □この支援金における収入及び支出等に係る証拠書類を5年間適切に整備し保管します。
- □区分、サービス種別、申請金額等の申請内容に相違ありません。

栗東市社会福祉施設等原油価格·物価高騰対策支援金支給可否決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

印

様

栗東市長

年 月 日付けで申請(請求)のあった栗東市福祉施設等原油価格・物価高騰対策支援金の支給の可否について下記のとおり決定したので、栗東市福祉施設等原油価格・物価高騰対策支援金支給要綱第5条の規定により通知します。

記

申請(請求)者	法人名					
	代表者職・氏名					
	住所					
支給の可否		可		<u> </u>	5	
支給内容	区分					
	支援金の額		金		円	
理由 (否の場合)						